

USEN GATE 02
GATE 02 Phoneサービス
契約約款

平成29年12月1日版



第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社USEN ICT Solutions（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（以下「事業法」といいます。）その他の法令の規定に基づき、この『GATE 02 Phone サービス契約約款』（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより GATE 02 Phone サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

(適用関係)

第3条 本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」及び「特定協定事業者約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」、「特定協定事業者約款」の順に優先して適用するものとします。

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|---------------------|---|
| 1 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備 |
| 2 電気通信サービス | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること |
| 3 GATE 02 網 | 主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコル（IP）により符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備のこと（伝送の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。 |
| 4 GATE 02 Phoneサービス | GATE 02 網を使用して行う電気通信サービス |
| 5 USEN GATE 02取扱所 | (1)本サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2)当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所 |
| 6 加入契約 | 当社から本サービスの提供を受けるための契約 |
| 7 契約者 | 当社と加入契約を締結している者 |
| 8 契約回線 | 当社との加入契約に基づいて、当社と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信設備のこと |
| 9 メディアコンバータ | 端末設備との間の信号変換機能を有する機器のこと |
| 10 QoSスイッチ | メディアコンバータの一端に接続される電気通信設備であって、データ通信を分岐し、音声用信号の品質を保つ装置 |
| 11 端末設備 | メディアコンバータの一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内にあるもの |
| 12 契約回線等 | 契約回線、メディアコンバータおよびQoSスイッチ |
| 13 自営端末設備 | 契約者が設置する端末設備 |

| | |
|----------------|---|
| 14 自営電気通信設備 | 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者または事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの |
| 15 自営端末設備等 | 自営端末設備および自営電気通信設備 |
| 16 技術基準等 | 端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準および当社が総務大臣の登録を受けて定めるIP通信網サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件 |
| 17 消費税相当額 | 消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 |
| 18 PRIポート | 当社が指定する自営電気通信設備の一部であり、23のBチャンネル（64Kb/sで信号を伝送することが可能なチャンネルをいいます。）及び1のDチャンネル（64Kb/sで主として制御信号を伝送することが可能なチャンネルをいいます。）を有するもの |
| 19 ユニバーサルサービス料 | ユニバーサルサービス制度の当社負担費用を本サービスの利用者に対し請求する際に用いる名称 |

第2章 本サービスのコース等

（本サービスのコース）

第5条 本サービスには、次のコースがあります。

| コース | 内容 |
|-----------------------------------|--|
| コース 1 （商品名： GATE 02 Phone IP0） | 動的 IP アドレスを 1 個利用することができる GATE 02 Phone サービス |
| コース 2 （商品名： GATE 02 Phone IP1） | 固定 IP アドレスを 1 個利用することができる GATE 02 Phone サービス |
| コース 3 （商品名： GATE 02 Phone IP8） | 固定 IP アドレスを 5 個利用することができる GATE 02 Phone サービス |

（提供区域）

第6条 本サービスは、当社が定める提供区域において提供します。

（営業時間）

第7条 本サービスを利用できる時間は、1日24時間、1週7日とします。

ただし、第30条（利用制限）の規定により本サービスの利用を制限する場合は、この限りではありません。

第3章 契約

（加入契約の単位）

第8条 当社は、契約回線1回線ごとに1の加入契約を締結します。この場合、契約者は、1の加入契約につき1人に限ります。

（契約回線の終端）

第9条 当社は、契約者が指定した場所内の建物または工作物において、当社の電気通信設備から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に設置される当社が指定する QoS スイッチを契約回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

(加入契約申込みの方法)

第10条 加入契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行う USEN GATE 02 取扱所に提出していただきます。

- (1) 本サービスの種類
- (2) 契約回線の終端の設置場所
- (3) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 加入契約の申込者（以下「加入申込者」といいます。）が所有または占有する敷地、家屋、構築物等において賃貸借人その他契約回線等の設置に利害関係人がいる場合は、当社所定の書面による入線承諾書を提出していただくことがあります。

3 加入申込者は、自然人または法人（または法人に準じた団体）とします。

ただし、加入申込者が 20 歳未満の個人である場合には、加入契約の申込みにあたり法定代理人の同意を要し、法定代理人は、この約款に定める加入申込者の義務につき、加入申込者と連帯して保証するものとします。

(加入契約申込みの承諾)

第11条 当社は、加入契約の申込みがあつたときは、受け付けた順序に従つて承諾します。

ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 当社が、加入契約の申込みを承諾する日は、当社所定の契約申込書を当社が受け付けた日とします。

3 第 1 項の規定にかかわらず、当社は本サービスに必要な当社の電気通信設備に余裕がない場合には、加入契約の申込みの承諾を延期することがあります。

4 当社は、前 3 項の規定にかかわらず、次の場合には、その加入契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社の与信基準を満たせないと当社が判断したとき。
- (2) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (3) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (4) 加入申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (5) 第45条（契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) 加入申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本サービスの利用を停止された加入契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。
- (7) 第10条（加入契約申込みの方法）第3項の規定による入線承諾書の提出がなかったとき。
- (8) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

5 当社は、前項の規定により、本サービスの加入契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ加入申込者にその理由等を当社所定の方法で通知します。

(当社が行う加入契約の申込みの承諾の取消)

第12条 当社は、メディアコンバータの設置を行い、通信状況を確認し、契約者が承諾した日（以下、「メディアコンバータ設置日」といいます。）の属する暦月の翌月末を過ぎても、契約者都合によって本サービスの提供が開始されない場合は、加入契約の申込みの承諾を取消することができます。

2 前項の加入契約の申込みの承諾の取消が適応される場合、第 35 条（料金の支払義務）第 1 項の規定に関わらず、当社が定める期日までに料金表に定める額を支払っていただきます。

(提供開始日および最低利用期間)

第13条 本サービスの提供開始日は、契約者が、当社が指定する自営端末設備等の設置を行い、通信状況を確認した日とします。ただし、メディアコンバータ設置日の属する暦月の翌月末を過ぎても通信状況の確認が行われない場合、当社にて通信の確認を行い、メディアコンバータ設置日の属する暦月の翌月末日を本サービスの提供開始日とみなします。

2 本サービスの最低利用期間は、本サービスの最低利用期間は、本サービスの提供開始日の属する暦月の翌月の1日から起算して1年間とします。

ただし、料金表に特段の定めがある場合には、その定めるところによります。

3 契約者は、最低利用期間内に加入契約の解除または本サービスの種類の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を支払っていただきます。

(本サービスのコース変更)

第14条 契約者は、本サービスのコース変更の請求をすることができます。

2 前項の場合において、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3 当社は、第1項の請求があったときは、第11条（加入契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約回線等の移転)

第15条 契約者は、同一建物内に限り契約回線等の移転の請求をすることができます。

2 前項の場合において、料金表に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

3 当社は、第1項の請求があったときは、第11条（加入契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

4 同一建物外への移転に際しては、加入契約の解除を行い、移転先住所で新たに加入契約の申込みをしていただきます。この場合、第13条（提供開始日および最低利用期間）第3項の規定については適用しません。

5 前項の場合、移転前の加入契約と移転後の加入契約で、最低利用期間の引継ぎは行なわれません。

(契約者の氏名等の変更)

第16条 契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所について変更があったときは、そのことを速やかにUSEN GATE 02 取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の場合には、料金表に規定する一時金を支払っていただきます。

3 第1項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(その他の契約内容の変更)

第17条 当社は、契約者から請求があったときは、第10条（加入契約申込みの方法）第1項各号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の場合において、料金表に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

3 当社は、第1項の請求があったときは、第11条（加入契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(利用権の譲渡)

第18条 利用権（契約者が加入契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面によりUSEN GATE 02 取扱所に請求していただきます。

3 前項の場合には、料金表に規定する一時金を支払っていただきます。

4 当社は、第2項の請求があったときには、第11条（加入契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

- 5 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利および義務を承継します。

(契約者の地位の承継等)

- 第19条** 相続または法人の合併もしくは分割等により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併もしくは分割後存続する法人または合併もしくは分割により設立された法人は、当社所定の書類にこれを証明する書類を添えて当社またはUSEN GATE 02取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同じとします。
 - 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

(契約者が行う加入契約の解除)

- 第20条** 契約者は、加入契約を解除しようとするときは、加入契約を解除しようとする日の1ヶ月前までに、そのことをUSEN GATE 02取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。
- 2 前項の加入契約の解除があった場合は、当社は当社の電気通信設備の資産等を撤去します。ただし、撤去に伴い、契約者が所有または占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要するときは、契約者にその復旧に係る費用を負担していただきます。

(当社が行う加入契約の解除)

- 第21条** 当社は、第33条（利用停止）の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、当該利用停止が終了したのちに本サービスを再び利用した際に、利用停止の原因となった事実と同一または類似の事実を行ったときは、その加入契約を解除することができます。
- 2 当社は、契約者が第33条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が判断したときは、前項の規定にかかわらず、その加入契約を解除することがあります。
 - 3 当社は、契約者（第44条第1項第11号なお書によって、契約者とみなされる場合を含みます。）が第45条（契約者の義務）第1項第11号のいずれかの行為を行った場合、とくに当該行為の解消にかかる催告を要せず、直ちに、その加入契約を解除することができます。
 - 4 当社は、契約者に対し第32条（是正措置）に基づく是正措置を求めた場合において、当該契約者が所定の期間内に当該是正措置を講じなかったと当社において認めるときは、何らの催告を要せず、直ちに、その加入契約を解除することができます。
 - 5 当社は、前4項に基づいて加入契約の解除をした場合、当該解除にかかる加入契約の契約者または当該契約者を代表者とする法人その他これに準ずる団体あるいは当該契約者と代表者を共通とする法人その他これに準ずる団体が当社と締結している他の加入契約に基づく本サービスの利用にあたり、それらの契約者（なお、それらの契約者が利用を許諾している（契約回線における行為は、とくに反証のない限り、契約者が利用を許諾したものと推定します。）本サービスの利用者が行った行為は契約者の行為とみなします。）が第44条（契約者の義務）第1項第11号のいずれかに該当する行為を行ったときは、それらの契約者の締結している全てまたはその一部の加入契約を解除することができます。
 - 6 当社は、電線類の地中化（架空電線を地中電線に変更することをいいます。）その他の理由により当社の電気通信設備の変更または撤去を行わなければならないときは、その電気通信設備に係る加入契約を解除することがあります。
 - 7 当社は、前6項の規定により、その加入契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを当社所定の方法によりその契約者に通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
 - 8 第1項から第6項までの規定の加入契約の解除があった場合は、当社は当社の電気通信設備の資産等を撤去します。

ただし、撤去に伴い、契約者が所有または占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要するときは、契約者にその復旧に係る費用を負担していただきます。

なお、契約者が当社の電気通信設備の資産等の撤去に応じないときは、当社が契約者に通知することによって、当該資産等の所有権は契約者に移転するものとします。この場合、当社は契約者に対し当該資産等の帳簿価格に相当する金額の支払を請求することができるものとします。

第4章 付加サービス

(付加サービスの提供)

第22条 当社は、契約者が付加サービスの提供を希望する場合は、次の場合を除いて、その旨を当社所定の書面により通知していただくことで、その契約回線について料金表に定めるところにより付加サービスを提供します。

- (1) 当社の与信基準を満たせない当社が判断したとき。
- (2) 付加サービスの提供を請求した契約者が、付加サービスの料金の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (3) 付加サービスの提供が技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 前項の場合において、料金表に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

(付加サービスの変更)

第23条 当社は、契約者が付加サービスの変更を希望する場合は、次の場合を除いて、その旨をUSEN GATE 02取扱所に当社所定の書面により通知していただくことで、変更を行います。

- (1) 付加サービスの変更を請求した契約者が、付加サービスの料金の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (2) 付加サービスの変更が技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 前項の場合において、料金表に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

(付加サービスの廃止)

第24条 当社は、契約者が付加サービスの廃止を行おうとするときは、廃止を希望される日の1ヶ月前までに、その旨をUSEN GATE 02取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

2 当社は、契約者がその加入契約を解除し、または解除されたときは、当該加入契約に係る付加サービスを廃止します。

第5章 設備等

(メディアコンバータの提供)

第25条 当社は、本サービスの提供に必要なメディアコンバータを提供します。

(契約者からの契約回線等の設置場所の提供等)

第26条 契約回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、契約回線等を設置するために必要な場所は、その契約者から無償で提供していただきます。

2 当社は、契約回線等の設置等のために必要な場合には、契約者の承諾を得て、その契約者から提供していただいた場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

- 3 加入契約に基づいて設置される契約回線等その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から無償で提供していただきます。

(QoSスイッチの販売)

第27条 当社は、本サービスの提供に必要な QoS スイッチを販売します。

- 2 販売価格は、料金表第 3-1 (GATE 02 Phone サービスに関する一時金) に含めたものとします。
- 3 QoS スイッチの保証内容については、QoS スイッチの保証書に定める内容によります。
- 4 QoS スイッチの保証期間は QoS スイッチの納品日より 1 年間とします。
- 5 保証期間を過ぎた QoS スイッチが故障した場合は、代替の QoS スイッチを販売します。

(自営端末設備の接続)

第28条 契約者は、その契約回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて事業法第 86 条第 1 項に規定する登録認定機関の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - (2) その接続が電気通信設備（当社の電気通信設備に限ります。以下この条において同じとします。）を損傷し、またはその機能に障害を与えると当社が判断したとき。
 - (3) その接続が電気通信設備を利用する他の契約者に迷惑を及ぼすと当社が判断したとき。
- 3 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前 2 項の規定に準じて取り扱います。
- 4 契約者は、その契約回線等に接続されている自営端末設備を取り外したときは、その旨を当社に通知していただきます。

(自営電気通信設備の接続)

第29条 契約者は、その契約回線の終端においてまたはその終端に接続されている当社の電気通信設備を介して、その契約回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - (2) その接続が電気通信設備（当社の電気通信設備に限ります。以下この条において同じとします。）を損傷し、またはその機能に障害を与えると当社が判断したとき。
 - (3) その接続が電気通信設備を利用する他の契約者に迷惑を及ぼすと当社が判断したとき。
- 3 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前 2 項の規定に準じて取り扱います。
- 4 契約者は、その契約回線等に接続されている自営端末設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

第6章 利用制限および利用停止

(利用制限)

第30条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を制限することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- (2) 料金表に規定する IP 電話サービスを利用して特定の契約回線から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信が輻輳している、または輻輳するおそれがあると当社が認めたとき。
- (3) 第45条（契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。

- (4) その他、本サービスのネットワーク設備上一時的な使用制限が必要と判断されたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を制限するときは、原則としてその理由、利用制限をする日を当社所定の方法により契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(帯域制限)

- 第31条** 当社は、契約者が著しく大量のパケットを送出している、もしくは、そのおそれがあると認めた場合、または、契約者が他の契約者の本サービスの品質と効率を著しく低下させる利用を行ったと当社が判断した場合、回線の帯域制限および停止を行うことがあります。
- 2 当社は、前項の規定により回線の帯域制限および停止を行うときは、原則として契約者に通知しますが、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(是正措置)

- 第32条** 当社は、当社において、契約者が次のいずれかに該当すると認めるときは、契約者に対し、相当の期間を定め、当該行為の是正を求めることができます。
- (1) 第45条（契約者の義務）第1項第11号の定めるいずれかの行為に該当するおそれのある行為
- (2) 消費者保護を目的とする法令の趣旨に照らし、消費者に誤認あるいは混同のおそれのある行為

(利用停止)

- 第33条** 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その本サービスの利用を停止することがあります。
- (1) 料金その他の債務について、当社が指定する支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 料金その他の債務の決済に使用するクレジットカードまたは契約者が指定する預貯金口座の利用が認められないとき。
- (3) 契約申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- (4) 第44条（契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めるとき。
- (5) 契約回線等に接続されている自営端末設備等に、当社以外の電気通信事業者が設置する他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (6) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき。
- (7) その他、当社が不適切と判断する行為をなしたとき。
- (8) その他、当社が、緊急性が高いと判断したとき。
- (9) 前各号のほか、本サービスに関する当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれのあるとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、原則としてその理由、利用停止をする日を当社所定の方法により契約者に通知します。
- ただし、やむを得ない場合および前項第6号に該当する場合は、この限りではありません。

第7章 料金等

(料金)

- 第34条** 当社が提供する本サービスの料金は、基本利用料、付加サービス利用料、一時金、ユニバーサルサービス料、およびIP電話サービスの従量料金に係るものとし、料金表、および料金表別表に定めるところによります。

(料金の支払義務)

- 第35条** 契約者は、本サービスの提供開始日の属する暦月の翌月の初日から起算して加入契約の解除があった日の属する暦月の末日までの期間（本サービスの提供開始日の属する暦月と解除または廃止があった日の属する暦月が同一の暦月である場合は、その暦月とします。）につ

いて、料金表に規定する基本利用料（料金表に規定する IP 電話サービスの従量料金に係るものを除きます。）の支払を要します。

- 2 契約者は、付加サービスの提供開始日の属する暦月の翌月の初日から起算して加入契約の解除または、付加サービスの廃止があった日の属する暦月の末日までの期間（付加サービスの提供開始日の属する暦月と解除または廃止があった日の属する暦月が同一の暦月である場合は、その暦月とします。）について料金表に規定する付加サービス利用料の支払を要します。
- 3 契約者は、本サービスの提供開始日から起算して加入契約の解除があった日の属する暦月の末日までの期間（本サービスの提供開始日の属する暦月と解除または廃止があった日の属する暦月が同一の暦月である場合は、その暦月とします。）について料金表に規定する IP 電話サービスの従量料金に係るものの支払を要します。
- 4 契約者は、本サービスの提供開始日の属する暦月の翌月の初日から起算して加入契約の解除があった日の属する暦月の前月の末日までの期間について、料金表に規定するユニバーサルサービス料の支払を要します。
- 5 前 4 項の期間において、利用の停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本利用料、付加サービス利用料および一時金（以下、総じて「利用料金」といいます。）に係るものの支払は、次によります。
 - (1) 第 31 条（帯域制限）の規定により回線の帯域制限および停止があったときは、その期間中の利用料金の支払を要します。
 - (2) 第 33 条（利用停止）の規定により本サービスの利用停止があったときは、その期間中の利用料金の支払を要します。

前 2 号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の支払を要します。

| 区別 | 支払を要しない料金 |
|-------------------------------------|--|
| 契約回線の移転に伴って、本サービスを利用できなくなった期間が生じたとき | 利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する基本利用料等 |

- 6 本条の規定にかかわらず、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（加入契約の申込みの取消）

第36条 契約者は、当社が加入契約の申込みを承諾した日から、メディアコンバータ設置日までに加入契約の申込みを取消した場合、料金表に規定する料金を支払っていただきます。

ただし、契約者の責めによらない理由により、加入契約の申込みの取消（以下この条において「取消」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその一時金が支払われているときは、当社は、その一時金を当社所定の方法により返還します。

- 2 工事の着手後完了前に取消があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は取消があったときまでに着手した工事の部分について、その料金を負担していただきます。この場合において、負担を要する料金の額は、その料金の額に消費税相当額を加算した額とします。

（債権の譲渡）

第37条 当社は、この約款の規定により、支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部または一部を当社が第三者に譲渡することがあります。

（割増金）

第38条 契約者は、料金その他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

（遅延損害金）

第39条 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなおお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第8章 保守

（契約者の維持責任）

第40条 契約者は、自営端末設備等を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 契約者は当社が、自営端末設備等の一部稼働停止、設置操作等を申入れた場合、協力するものとします。

（契約者の切分責任）

第41条 契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、自営端末設備等に故障その他の原因のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、USEN GATE 02 取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 前項の試験により当社の電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社が指定する係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備等にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第9章 料金の減額

（責任の制限）

第42条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の料金の減額請求に応じます。

ただし、契約者が当該料金の減額の対象となる本サービスが復旧した時点から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

また、天災または事変等その他の当社の責めによらない理由によりその本サービスが全く利用できない状態となる場合においては、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する次の基本利用料と付加サービス利用料合計額に限りて料金の減額請求に応じます。

(1) (2)以外の基本利用料と付加サービス利用料

(2) 料金表第1表（基本利用料）に規定するIP電話サービスの従量料金に係るもの（IP電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する暦月の前6ヶ月間の1日当たりの平均の利用料金（前6ヶ月間の実績を把握することが困難な場合には、IP電話サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用料金とします。）により算出します。）

3 第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 第1項および第2項の規定にかかわらず、料金の減額の取扱いについて、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 5 当社は、当社の設置した本サービス用設備もしくは当社の本サービス用通信回線に障害が生じ、または本サービス用設備が滅失したことを知ったときは、速やかにその本サービス用設備を修理もしくは復旧します。

ただし、契約者が所在する建物内の規約または取り決めにより、当社の設置した本サービス用設備の修理もしくは復旧が24時間以内に実施できない場合があります。その場合は、第2項の規定は適用されず、料金の減額の対象時間は当社が当該建物内にて当社の設置した本サービス用設備の修理もしくは復旧作業が可能になった時刻からとなります。

(免責)

第43条 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備等の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

- 3 当社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報またはソフトウェア等については、その完全性、正確性、有用性または適法性を保証しません。

- 4 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他人との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

第10章 雑 則

(承諾の限界)

第44条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその契約者に通知します。

ただし、この約款において特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(契約者の義務)

第45条 契約者は、次のことを遵守しなければなりません。

- (1) 加入契約に基づき当社の電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解しもしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、その契約回線等に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) その契約回線等を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) その契約回線等を本来の用途以外の用途に使用しないこと。
- (6) その契約回線等を転貸、譲渡、質入等しないこと。
- (7) 本サービスの利用にあたって、本邦内外の法令等の定めに従わないこと。
- (8) 料金表の規定により当社が付与するユーザアカウントおよびパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことを速やかに契約事務を行うUSEN GATE 02取扱所に届け出ること。
- (9) 料金表に規定するIP電話サービスの利用にあたって、コールバックサービス（本邦から発信する国際通信（料金表に規定する国際通信をいいます。）を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる下表の

方式のものを利用し、または他人に利用させないこと。

| 方式 | 概要 |
|---------------|--|
| ポーリング方式 | 外国側から本邦宛に継続して通信の請求が行われ、契約者がコールバックサービスの利用を行う場合のみ、それに対応することで提供がなされるコールバックサービスの方式 |
| アンサーサプレッション方式 | その提供に際して、当社が国際通信に係る通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑制されることとなるコールバックサービスの方式 |

(10) 料金表に規定するIP電話サービスの利用にあたって、故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(11) 本サービスの利用にあたって、別紙に規定する「迷惑行為について」に定める行為を行わないこと。なお、契約者において、利用を許諾している（契約回線における行為は、とくに反証のない限り、契約者が利用を許諾したものと推定します。）本サービスの利用者が行った行為は契約者の行為とみなします。

- 2 契約者は、自身による本サービスの利用およびこれに伴う行為に関して、問合せ、クレーム等が通知された場合および紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれら进行处理するものとします。
- 3 契約者は、第三者の行為に対する請求、要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理するものとします。
- 4 契約者は、自身による本サービスの利用とその利用によりなされた一切の行為に起因して、当社または第三者に対して損害を与えた場合（契約者が、規約上の義務を履行しないことにより当社または第三者が損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。
- 5 契約者は、前項の規定に違反してその契約回線等を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要の費用を支払っていただきます。

（不可抗力）

第46条 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、加入契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。

- 2 前項の場合に、当該加入契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

（通信の秘密の保護）

第47条 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用または保存します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、刑事訴訟法その他の法令の規定に基づき強制的処分等が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、また、プロバイダ責任制限法第4条に基づき開示の請求があった場合には、開示請求の要件が充足されたときに限り当該開示の請求の範囲で個人情報等の一部を提供することがあります。

（個人情報等の保護）

第48条 当社は、個人情報等（本サービスの提供に関連して知り得た加入申込者の個人情報であって、前条（通信の秘密の保護）第1項に規定する通信の秘密に該当しない情報をいいます。以下同じとします。）を、次の場合を除き、加入申込者以外の第三者に開示または漏洩しないものとし、かつ、本サービスの業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。

- (1) 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）、株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）および日本ベリサイン株式会社の規則等に基づき個人情報等を利用するとき。
 - (2) 加入申込者の同意を得て個人情報を利用するとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、刑事訴訟法その他の法令の規定に基づき強制の処分等が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、またプロバイダ責任制限法第4条に基づき開示の請求があった場合には、開示請求の要件が充足されたときに限り当該開示の請求の範囲で個人情報等の一部を提供することがあります。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、加入申込者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(反社会的勢力に対する表明保証)

- 第49条** 加入申込者は、加入契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。
- 2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく加入契約を解除することができるものとします。
- (1) 反社会的勢力に属していること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - (3) 反社会的勢力を利用していること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

(合意管轄)

- 第50条** 当社は、契約者と当社の間でこの約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(閲覧)

- 第51条** この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別記

1. 特定協定事業者約款
アルテリア・ネットワークス株式会社 「UCOM 光 GATE 02 Phone サービス契約約款」
<https://www.arteria-net.com/business/download/>
2. 契約回線に係る提供サービス項目
本サービスに係る契約回線に係る提供サービス項目は、特定協定事業者約款別記（第7項（IP電話用ゲートウェイのレンタル）を除く。）に準じます。
3. 料金表
本サービスにおける料金表は、特定協定事業者約款別記（コース4～6を除く。）に準じます。

別紙

迷惑行為について

本サービスの利用にあたり、迷惑行為の具体的な内容について、以下に記します。なお、これらは具体例の列挙であり、迷惑行為の範囲を限定しているものではありません。また、法令の改正その他の事情により、内容が変更、追加、削除されることがあります。

- ア 当社、他の契約者もしくは第三者の知的財産所有権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為。（著作権侵害防止のための技術的保護手段を回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為を含みます。）
- イ 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為。
- ウ 他人を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
- エ 詐欺、業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為。
- オ 違法な薬物、銃器、毒物もしくは爆発物等の禁制品の製造、販売もしくは入手に係る情報を送信または表示する行為。
- カ 賭博、業務妨害等の犯罪の手段として利用し、または犯罪を助長もしくは誘発するおそれのある情報を送信または表示する行為。
- キ わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待にあたる画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。
- ク ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。
- ケ 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- コ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく、当該事業の提供者に対する規制および当該事業を利用した不正勧誘行為の禁止に違反する行為。
- サ 本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為。
- シ 他人になりすまして本サービスを利用する行為。（偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
- ス 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
- セ 選挙の事前運動、選挙運動（これらに類似する行為を含みます。）および公職選挙法に抵触する行為。
- ソ 他者に対し、無断で、広告・宣伝・勧誘等の電子メールまたは他人が嫌悪感を抱くまたはそのおそれのある電子メールを送信する行為。他者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為。
- タ 他人の電子メールの受信を妨害する行為。
- チ 連鎖的な電子メールの転送を依頼または依頼に応じて転送する行為。
- ツ 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」に違反する行為。
- テ 他社の設備または当社通信設備（当社が各種インターネットサービスを提供するために用意する通信設備、電子計算機、その他の機器およびソフトウェアをいい、以下同様とします。）に無権限でアクセスし、もしくは大量のメールまたはメッセージ送信等により、その利用もしくは運営に支障を与える行為（与えるおそれのある行為を含みます。）
- ト 他社の設備または当社通信設備のアクセス制御機能を解除または回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為。
- ナ 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段（いわゆるフィッシング詐欺およびこれに類する手段を含みます。）により他者の個人情報を取得する行為。
- ニ 「特定商取引に関する法律」に基づく表示義務を怠り、契約意思の無い操作の結果にも関わらず契約したかのように誤認させる行為。（無料と表示されているにも関わらず、有料サービスに導く行為がある場合は特定商取引に該当するものとみなします。）

- ヌ 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せずに本サービスまたは提携サービスを利用する行為。その他当該法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
- ネ 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合を含みます。）が行われている契約回線上のサイトあるいは契約回線上のサイト以外のサイトに、直接または間接に、接続させるに至る一切の行為。（例えば、上記の各サイトにリンクをはる行為。）
- ノ 上記各号のほか法令（法律、政令などをいいます。）に違反する内容の文字による記述ないし情報を送信または表示する行為。
- ハ 上記各号に該当する行為であると認定しえなくとも、行為の実質・態様・全体的印象などを当社において総合的に判断した結果、それらの行為に順ずるもの、あるいはそれらの行為に類似するものであると当社が認めた行為。
- ヒ その他、公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為。

（以下余白）